

ご存知ですか？

中小企業等経営強化法による中小企業支援【経営力向上計画】

と

事業者が資金繰り管理や採算管理が行えるよう支援する【早期経営改善計画策定支援】

大企業の経常利益が改善してきている中、中小企業は、売上高、生産性共伸び悩み、相変わらず大変厳しい経営環境下に置かれています。

【経営力向上計画】と【早期経営改善計画策定支援】は、厳しい環境に置かれている中小企業・小規模事業者を支援する施策ですが、実際に使われている企業は少数に限られています。

メリットのあるものは何でも活用して、自社の経営改善を図りたい！ですね。

この2つの制度の活用促進を図るため、制度の概要とメリットをお知らせします。

中小企業等経営強化法による中小企業支援【経営力向上計画】

[制度概要]

経営力向上計画は、人材育成、コスト管理などのマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上させるための計画で、認定された事業者は税制や金融などの支援が受けられます。計画作成にあたっては、認定経営革新等支援機関でサポートを受けることが可能です。

[メリット]

1. 生産性を高めるための設備を導入した場合、固定資産税を3年間にわたって1/2に軽減することや、中小企業経営強化税制による即時償却など、税制面から支援します。
2. 経営力向上計画に基づく事業に必要な資金の融資や信用保証など、資金繰りを支援します。
3. 経営力向上計画を認定された事業者はものづくり補助金などにおける優先採択が行われます。

※計画の作成、申請について、経営革新等支援機関がサポートします。経営革新等支援機関（認定支援機関）は、中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等が受けられるために、専門知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。具体的には、商工会や商工会議所など中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な認定支援機関として認定されています。

事業者が資金繰り管理や採算管理が行えるよう支援する【早期経営改善計画策定支援】

[制度概要]

資金繰り管理や採算管理など基本的な経営改善計画を作成し、早期の経営改善に取り組みたい中小企業・小規模事業者を支援する国の事業です。経営革新等支援機関（認定支援機関）が、経営改善計画の作成を支援し、計画策定から1年間フォローアップします。

[こんな方にお勧めです]

- このところ、資金繰りが不安定だ。
- 原因が分からないが、売上が減少している。
- 自社の状況を客観的に把握したい。
- 専門家から経営に関するアドバイスが欲しい。
- 経営改善の進捗についてフォローアップをお願いしたい。

[メリット]

- ① 自己の経営の見直しによる経営課題の発見や分析ができます。
- ② 資金繰りの把握が容易になります。
- ③ 事業の将来像について金融機関に知っていただくことができます。

[補助金]

早期経営改善計画の策定について、経営革新等支援機関（認定支援機関）の支援を受ける場合に発生する費用について、費用の2/3（上限20万円まで※）について国が負担します。

経営革新等支援機関【Kプランニングオフィス】は、中小企業・小規模事業者の経営支援をミッションとして【経営力向上計画】、【早期経営改善計画】の策定を支援します！お気軽にご連絡ください。

お役に立ちましたか？